

気象警報発令等によるスポーツセンター臨時休館判断基準

多度津町教育委員会
令和5年8月1日より運用

警報等	判断基準
各特別警報	町内全域に左記の警報等が発令された場合、または、警報等が解除された場合は、下記の基準に従い開閉館する。 【開館・臨時休館等判断基準】 1 午前8時に左記の警報等が発令されている場合は、午前中を臨時休館とする。 2 正午に左記の警報等が継続している場合は、16時まで臨時休館とする。 3 正午までに左記の警報等が解除された場合は、施設・設備の損傷状況を確認し速やかに開館する。 4 16時に左記の警報等が継続して発令されている場合は閉館時刻まで臨時休館とする。 5 16時までに左記の警報等が解除された場合は、施設・設備の損傷状況を確認し速やかに開館する。
大雨・洪水警報	
暴風警報	
震度4以上の地震	津波に関する情報及び施設・設備の損傷状況を確認し、スポーツセンター所長が開館の可否を判断する。

その他

- 1 非常変災その他急迫の事情による場合や、大雨警報、洪水警報のみの発令により、被害（施設の冠水、周辺道路の冠水など）を受ける可能性があり、かつ、スポーツセンター利用者に危険が及ぶおそれがある場合は、上記の基準外であっても、多度津町水防本部もしくはスポーツセンター所長の判断により臨時休館とすることができます。
- 2 周辺道路の冠水による交通事情の悪化により、開館や利用者の往来に支障をきたすと判断される場合は、スポーツセンター所長の判断により臨時休館とすることができます。
- 3 上記の基準により臨時休館を決定した場合は、速やかにスポーツセンター所長から多度津町生涯学習課及び多度津町文化体育振興事業団に報告をするものとする。
- 4 貸館業における行事及びイベントがある場合は、その主催者と協議の上、開閉館を決定する。